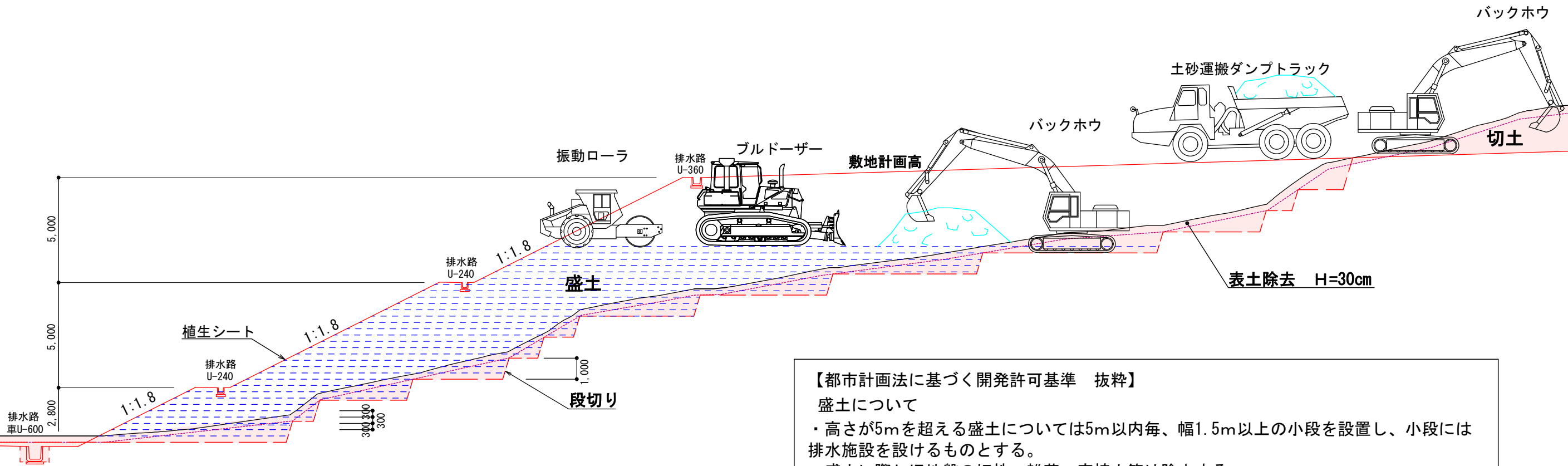


拡大図

No. 6 横断図 S=1:200

盛土施工状況

開発区域界



【都市計画法に基づく開発許可基準 抜粋】

盛土について

- ・高さが5mを超える盛土については5m以内毎、幅1.5m以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けるものとする。
- ・盛土に際し旧地盤の切株、雑草、腐植土等は除去する。

当地区の盛土工事について

- ① 開発区域内全体の立木の伐採、伐根及び除草を行う。
- ② 開発区域全体において表土（厚さ30cm）を掘削し場外へ搬出する。
- ③ 盛土には切土（計画設計時のボーリング調査で良質土であることが判明）を使用する。
- ④ 盛土箇所と地山との接地箇所は滑り面とならないように段切を施工する。
- ⑤ 切土箇所をバックホーで掘削し、土砂運搬用のダンプトラックに積込盛土箇所へ運搬する。
- ⑥ 盛土箇所に降ろされた土砂は、バックホーで荒く均した後、ブルドーザーで敷き均す。
- ⑦ 敷き均された土砂は厚さ30cm単位で振動ローラで締め固めを行う。
- ⑧ 盛土全面の勾配は、安定勾配の30度（1:1.8）で施工する。
- ⑨ 都市計画法に基づく基準により、5mごとに幅1.5mの小段を設け、法尻に排水路を施工する。
- ⑩ 上記により計画高さまで施工する。
- ⑪ 法面は風雨等の浸食を抑制するため植生シートを施工する。